

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年十月六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月六日

埼玉県本庄県土整備事務所長 石 関 千 春

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 児玉新町線
- 三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
児玉郡上里町大字勅使河原字宮本 一三五四番一地先から同郡同町大 字勅使河原字久保一五一七番一地 先まで	先まで 字勅使河原字久保一五二〇番一地 先まで	児玉郡上里町大字勅使河原字真下 一二八一番七地先から同郡同町大 字勅使河原字久保一五二〇番一地 先まで	区 間
一二・二〇) 一二・七〇	五・〇〇) 二五・八〇	五・〇〇) 一六・三〇	敷地の幅員 (メートル)
一四五・〇〇		六二八・〇〇	延 長 (メートル)
道路改築工事による			備 考